

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年7月23日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領 (抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。 また、特定技能外国人が活動を行う事業所が主として行うこととされる下記3の(3)に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）以外の産業については、同一事業所内において製造・加工・販売が密接不可分の場合は、日本人が通常従事することとなる販売業務に付随的に従事することは差し支えない。

2	P5	【関連業務（共通）】 ○2つ目	○ なお 、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。	○ 関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。
3	P5	○3つ目	（新設）	○ なお 、分野別運用要領第3の3（3）に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）に該当する事業所においては、関連業務としても販売業務に従事することはできません。
4	P12	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	<p>飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 中分類09－食料品製造業 二 小分類101－清涼飲料製造業 三 小分類103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 四 小分類104－製氷業 五 細分類5861－菓子小売業（製造小売） 六 細分類5863－パン小売業（製造小売） 七 細分類5896－豆腐・かまぼこ等加工食品小 	<p>飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 中分類09－食料品製造業 二 小分類101－清涼飲料製造業 三 小分類103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 四 小分類104－製氷業 五 細分類5621－総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） 六 細分類5811－食料品スーパーマーケット

			<p>売業</p>	<p>(ただし、食料品製造を行うものに限る。)</p> <p>七 細分類５８６１－菓子小売業（製造小売）</p> <p>八 細分類５８６３－パン小売業（製造小売）</p> <p>九 細分類５８９６－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。)</p>
5	P13	○2つ目	<p>○ 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 中分類０９－食料品製造業</p> <p>② 小分類１０１－清涼飲料製造業</p> <p>③ 小分類１０３－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）</p> <p>④ 小分類１０４－製氷業</p> <p>⑤ 細分類５８６１－菓子小売業（製造小売）</p> <p>⑥ 細分類５８６３－パン小売業（製造小売）</p> <p>⑦ 細分類５８９６－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</p> <p>なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業（上記の⑤、⑥及び⑦を除く）、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。</p>	<p>○ 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 中分類０９－食料品製造業</p> <p>② 小分類１０１－清涼飲料製造業</p> <p>③ 小分類１０３－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）</p> <p>④ 小分類１０４－製氷業</p> <p>⑤ 細分類５６２１－総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。)</p> <p>⑥ 細分類５８１１－食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。)</p> <p>⑦ 細分類５８６１－菓子小売業（製造小売）</p> <p>⑧ 細分類５８６３－パン小売業（製造小売）</p> <p>⑨ 細分類５８９６－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。)</p> <p>なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業（上記⑤を除く）、飲食料品小売業（上記⑥～⑨を除く）、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。</p>

6	P14	○5つ目	<p>○ 例えば、飲食料品卸売業者及び飲食料品小売業者の専用工場（いわゆるプロセスセンター）や外食業事業者の集中調理施設（いわゆるセントラルキッチン）等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>他方で、小売業を営む事業所（例：スーパーマーケット）が、事業所内の一区画（例：スーパーマーケットのバックヤードなど）で飲食料品の製造・加工を行う場合は、主要な経済活動が飲食料品の製造・加工ではないため、飲食料品製造業分野の対象となりません。</p>	<p>○ 例えば、飲食料品卸売業者及び飲食料品小売業者の専用工場（いわゆるプロセスセンター）や外食業事業者の集中調理施設（いわゆるセントラルキッチン）等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>他方で、小売業を営む事業所（上記⑤～⑨を除く）が、事業所内の一区画で飲食料品の製造・加工を行う場合は、主要な経済活動が飲食料品の製造・加工ではないため、飲食料品製造業分野の対象となりません。</p>
7	P15	○6つ目及び7つ目	<p>（新設）</p> <p>○ 製造小売は、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者に販売する製造と小売が不可分一体の事業形態であることから、上記⑤、⑥及び⑦の飲食料品を製造・加工する製造小売の事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>○ 飲食料品卸売事業者、飲食料品小売事業者及び外食業事業者が店舗と同一の敷地内で飲食料品の製造・加工の業務を営む場合には、製造・加工する製品の売上げが当該事業所の売上げの過半を占める場合に限り、飲食料品の製造小売と同様に飲食料品製造業分野の対象とします。</p>	<p>○ 総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケット（以下、「スーパーマーケット」と総称する。）については、青果物加工、鮮魚加工、食肉加工、ベーカリー製造、そう菜製造等の食料品製造が行われている事業所を飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>○ 上記⑦～⑨は、自ら製造した製品をその店舗において個人又は家庭用消費者に販売する（製造と小売が不可分一体の）事業形態であることから、飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>（削除）</p>

8	P15	○11つ目	(新設)	○ なお、特定技能外国人の所属する事業所が上記⑤又は⑥の場合、協議会への加入に際し、特定技能外国人を販売業務に従事させない旨の誓約書を提出していただく必要があります。
9	分野 参考様式第 13-1号	【誓約事項】 3	<p>3. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）が、出入国在留管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 4 小分類 104 製氷業 5 細分類 5861 菓子小売業（製造小売） 6 細分類 5863 パン小売業（製造小売） 7 細分類 5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 	<p>3. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 4 小分類 104 製氷業 5 細分類 5621 総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） 6 細分類 5811 食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） 7 細分類 5861 菓子小売業（製造小売） 8 細分類 5863 パン小売業（製造小売） 9 細分類 5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

				(ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行う ものに限る。)
--	--	--	--	------------------------------------